

ごみ・資源物の 持ち去り禁止



ごみ・資源物の持ち去りを禁止する条例が施行されました！！
É proibido por Lei “levar” ou apropriar-se de “Lixo reciclável”!!

概要

- 平成28年10月3日から土岐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、市内のごみ集積場等に出されたごみ・資源物を市や市からの受託者以外の者が収集・運搬（持ち去り）することを禁止しています。

目的

- 安心・安全な市民生活を確保する
- 市が責任を持ってごみを収集することで、適正な処理を確保する
- 循環型社会の形成を促進する

「持ち去り」が禁止されるもの

- ごみ集積場に出されたごみと資源物
 - ・資源物（缶類、びん類、紙類、繊維類、ペットボトル等）
 - ・燃えるごみ（食品類、木製用品類、容器包装類等）
 - ・燃えないごみ（金属類、小型家電、スプレー缶等）



市からの
お願い

持ち去り行為を見つけた場合は
警察に**110番通報**をお願いします。

※日時、場所、ごみの種類、車両ナンバーや行為者の特徴など
お知らせください。